

市からの連絡帳



環境

大気環境におけるダイオキシン類調査結果中間報告 (平成19年度実施)

夏と冬に1週間、大気環境中のダイオキシン類を調査しています。

今年夏に行った調査結果を報告します。冬も合わせた年間調査結果は5月の市報でお知らせする予定です。

調査方法  
「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(環境省編)に基づいた1週間連続測定法

調査地点・調査結果  
小・中学校等、調査地点は5か所です。ダイオキシン類調査結果は、別表の通り0.025~0.041pg-TEQ/m<sup>3</sup>です。

環境基準は年平均0.600pg-TEQ/m<sup>3</sup>ですが、調査結果を環境基準と比較するには夏と冬の結果を平均する必要があります。

調査結果 (単位) pg-TEQ/m<sup>3</sup>

| 調査地点     | 毒性等量  |
|----------|-------|
| 青嵐中学校    | 0.029 |
| 東伏見小学校   | 0.033 |
| 保谷庁舎     | 0.041 |
| 谷戸小学校    | 0.025 |
| 田無第一中学校  | 0.033 |
| (参考)環境基準 | 0.600 |

調査日 8月16日~23日  
環境保全課 (保) (☎438-4042)

浄化槽をお使いの皆さんへ

浄化槽は、生活環境の保全・公衆衛生の向上に必要な施設です。しかし、適正な維持管理を行わなければ十分に機能を発揮しません。浄化槽法では、浄化槽を使用する方が行うべき3つの義務を定めています。

保守点検(都に登録した専門業者が定期的に行う点検作業)

清掃(市町村の許可を受けた業者が実施する浄化槽の清掃作業)

法定検査(知事が指定した機関が実施する)との状況を客観的に判断する検査)

また、下水道接続等により浄化槽の使用を廃止した場合は、30日以内に届け出をお願いします。

☎東京都多摩環境事務所廃棄物対策課浄化槽係 (☎042-528-2692)

ごみ減量推進課 (保) (☎438-4043)

防災

災害時における農協との協定を締結

11月9日(金)、田無庁舎で東京みらい農業協同組合(「JAみらい」)・東京あくり農業協同組合(「JAあくり」と、災害時における緊急避難場所としての協力農地のあっせん)と生鮮食料品の優先調達に関する協定を締結しました。調印式は、坂口市長、JAみらい石田代表理事組合長、JAあくり小林代表理事組合長のほか、貫井西東京市農業委員会会長をはじめ

め、両JA関係の方々が立会いました。都市農業の重要性が高まっていく中、地元の農家の皆さんの協力を得て、災害時における地域貢献に大きな期待が寄せられています。

危機管理室 (保) (☎438-4010)



スポーツ

平成20年度「きらっと」事前申請調整会議

平成20年度に南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」で、大会・イベントの開催を予定している団体は参加してください。

☎☎12月26日(水)午後7時・きらっとスポーツ振興課 (保) (☎438-4081)

選挙

選挙人名簿登録者数(定時登録)確定

選挙人名簿の登録には、年4回、3月・6月・9月・12月に登録する定時登録と、選挙のつど行う選挙時登録があります。

12月2日の定時登録者数が確定したので、お知らせします。

登録者数は、男性7万7,003人、女性8万76人、計15万7,079人です。

(9月2日の定時登録者数と比較すると、男性11人増、女性112人増、計123人増加)

定時登録の要件

日本国民であること  
昭和62年12月2日以前に生まれた方  
平成19年12月1日現在、引き続き3か月以上市内に居住している方(他区市町村から転入された方は、平成19年9月1日までに西東京市の住民基本台帳に記載された方)

在外選挙人名簿の要件  
在外選挙人名簿にすでに登録されている方でないこと

登録申請時に満20歳以上であること  
日本国民であること

在外選挙人名簿の登録の申請に関し、その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3か月以上住所がある方

12月3日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男性133人、女性123人、計256人です。

選挙管理委員会事務局 (保) (☎438-4090)

市議会からのお願い

議員は、選挙区内の人にお金や物を贈ったり、時候の挨拶状(答礼のための自筆によるものは除く)を出すことは禁止されています。

実費が伴う行事や会費が必要な催しをご案内いただく際には、会費を明示して通知くださいますようお願いいたします。

議会事務局 (保) (☎460-9860)

平成20年4月1日から「公共施設予約管理システム」が新しくなります!

市では、公共施設予約管理システムのリニューアルを予定しています。

今までと同様、インターネット、携帯電話、電話(自動音声対応)各施設のロビー端末から利用できます。

操作方法等は今までとほとんど変更はありません。抽選結果をメールでお知らせする機能や、よく使う施設をお気に入り登録しておく機能等より使いやすくなります。

詳細は、平成20年3月15日号の市報でお知らせする予定です。

公共施設予約サービスとは?

市の文化施設、公民館、スポーツ施設の利用予約や空き状況照会等を、市内18か所(平成19年12月現在)に設置されているロビー端末やご家庭のインターネットパソコン・電話(音声応答)・携帯電話・ファックス(空き状況照会のみ)で簡単にできるサービスです。

利用者登録方法

利用予約や抽選申し込みをする場合は、あらかじめ

め利用したい施設ごとに利用者登録(個人・団体)が必要です。

利用する施設の窓口で登録の申し込みをすると、登録完了後に利用者登録書が発行されます。

また、同一の登録番号で複数の施設に登録できます。

利用者登録は、各施設に備え付けの申請用紙に記入のうえ、ご希望の施設へ申請してください。団体登録については、構成員名簿等の提出をお願いする場合があります。

新システムでは、スポーツ施設と文化施設の利用にあたり、登録番号が2つに分かれます。

文化施設をご利用の方は現在の番号を引き継ぎ、スポーツ施設をご利用になる団体・個人の方は、新たに利用者登録(再登録)が必要になります(詳細は、下記をご覧ください)。

利用時間

ロビー端末は午前9時(各館の開館時間により異なる)~各館の閉館時まで

ロビー端末以外は午前9時~午後0時までです。情報推進課 (保) (☎460-9806)

新・公共施設予約システム利用に係る利用者登録(再登録)が必要です

受付期間

平成20年1月5日(土)~2月29日(金)午前9時~午後8時

受付場所

スポーツセンター、総合体育館、きらっと

種別・必要書類

個人登録(市内・テニスコート利用者のみで、中学生以下を除く)...利用者登録申請書

団体登録(市内外・市内外子ども)...利用者登録申請書、団体登録名簿

テニスコート利用の団体登録は4人以上(その他の施設は、10人以上)

子ども団体は中学生以下で10人以上。

構成員の過半数が市内在住・在勤・在学者の場合は市内団体になります。

本人(または代表者)であることが証明できるものを提示。

(例)20人の構成で活動している一つの団体を10人ずつに分けて登録することはできません。

虚偽の申請は、おやめください。

申請書等は、登録場所にあります(市HPからダウンロード可)。

利用者登録証の発行日  
平成20年3月15日(土)以降に登録施設にて交付。

スポーツ振興課 (保) (☎438-4081)

審議会等会議の開催情報

社会教育委員会

☎12月20日(水)午後2時

場東分庁舎

内西東京市菅平少年自然の家について

定5人

社会教育課 (保) (☎438-4079)

教育委員会

☎12月25日(火)午後2時

場防災センター

内行政報告ほか

定10人

教育企画課 (保) (☎438-4070)

図書館協議会

☎12月27日(木)午後3時

場田無公民館

内図書館事業見直しについて等

定5人

中央図書館 (☎465-0823)

